

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

概要版



河内長野市

平成18年12月

はじめに

1. 指針の目的

「河内長野市第4次総合計画」の都市の将来像である「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」をふまえ、その理念の一つである「協働のまちづくり」を進めていくことをめざして、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

2. 指針の構成

はじめに	
第1章 協働によるまちづくり	第3章 推進の具体的な方策
1. 今、なぜ協働が必要か	1. 市民公益活動の基盤づくり
2. 協働によるまちづくり	2. 市民と行政の協働促進について
3. 行政の担うべき役割	3. 市民相互の協働促進について
第2章 支援・協働のあり方	第4章 推進の仕組み
1. 市民公益活動の意義と課題	1. ルールづくり
2. 支援・協働の基本的な考え方	2. 体制づくり
3. 推進のための役割	

3. 用語の定義

○市民公益活動とは

市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のことです。

○市民公益活動の担い手について

●市民

a. 市民公益活動団体

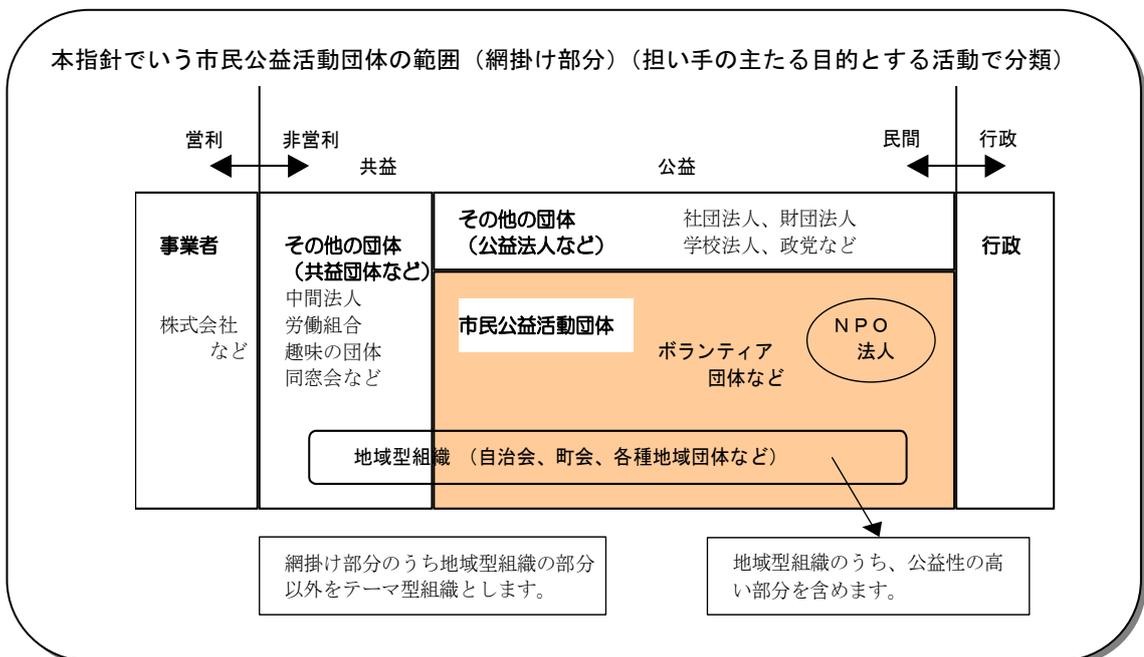
- ・テーマ型組織：NPO法人、ボランティア団体など
- ・地域型組織：自治会・町会、各種地域団体（老人会、子ども会、防犯組織など）など

b. その他の団体（社団法人、学校法人、労働組合、趣味の団体など）

c. 市民個人

●事業者

企業など、営利を目的とした活動を行う組織や個人



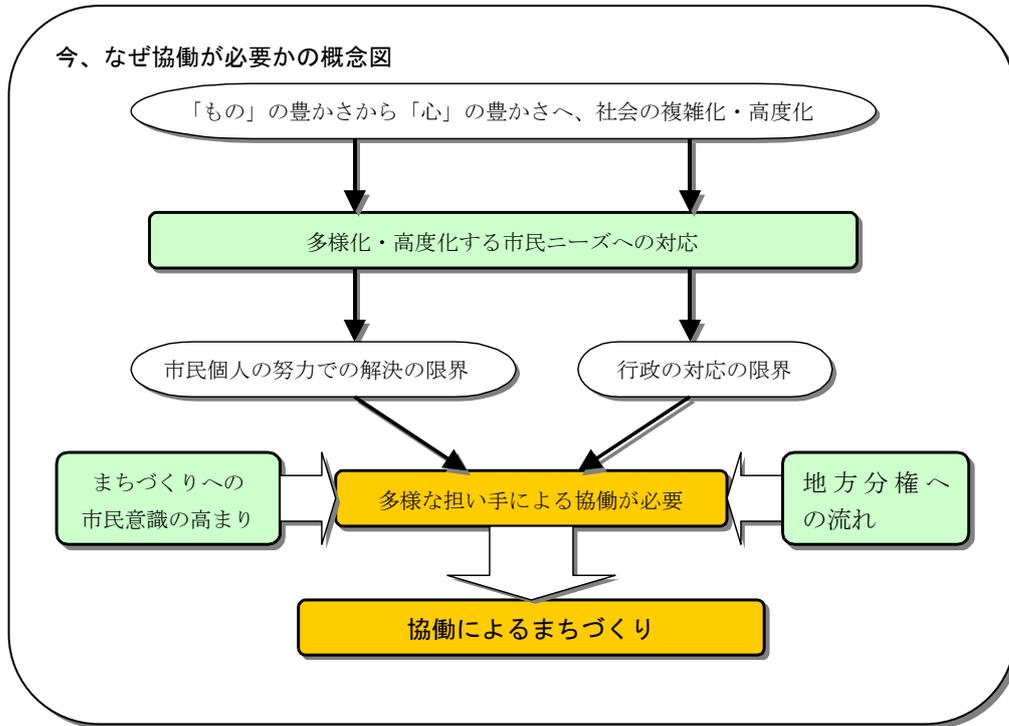
第1章 協働によるまちづくり

1. 今、なぜ協働が必要か

○協働とは

それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調することです。

○今、なぜ協働が必要か



2. 協働によるまちづくり

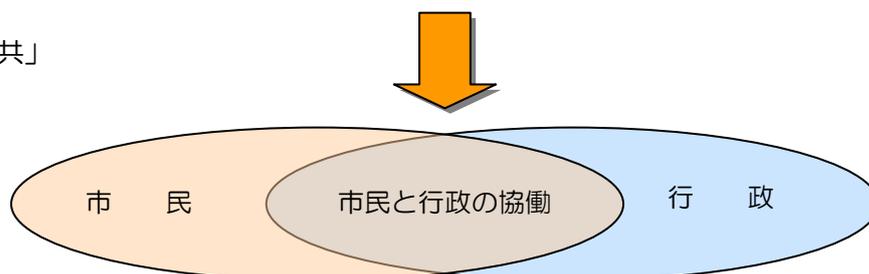
○「これまでの公共」から「新たな公共」へ

今日、市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」という考え方を見直し、市民みんなに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」を築いていくことが必要となります。

「これまでの公共」



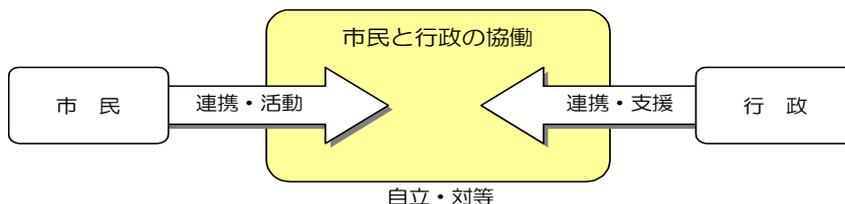
「新たな公共」



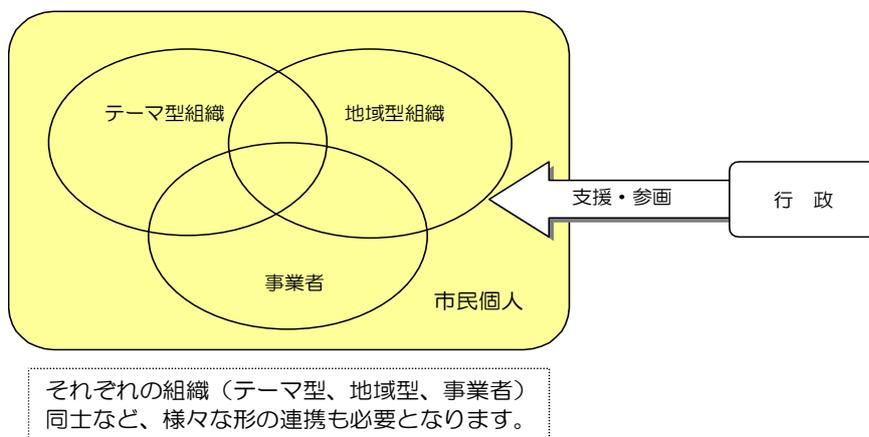
○協働によるまちづくり

協働によるまちづくりとは、市民と行政が、そして市民同士が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことです。

「市民と行政の協働」



「市民相互の協働」

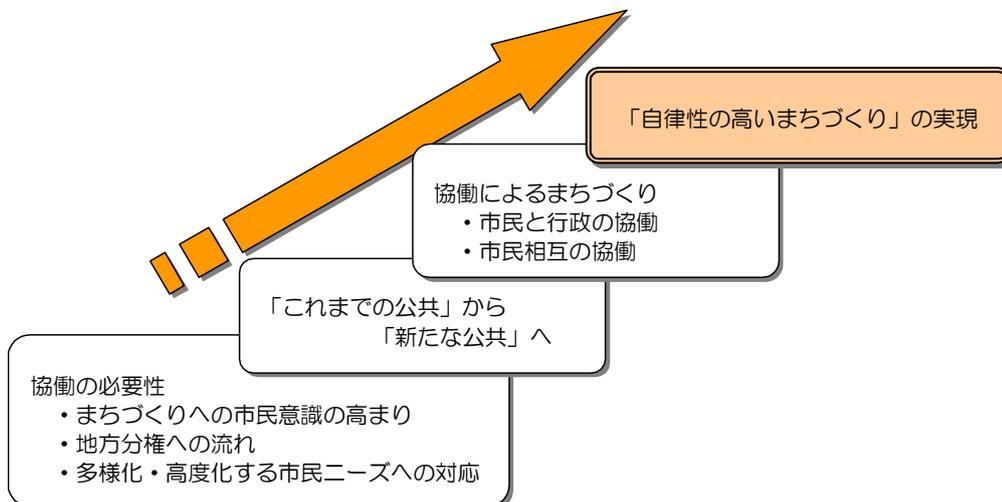


今後、行政が対応すべき部分を踏まえながら、これら二つの協働が活発に展開される社会を目指していくことが重要となります。

○自律性の高いまちづくりの実現

協働によるまちづくりを目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。

自律性の高いまちづくりへのイメージ図



3. 行政の担うべき役割

○自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

●市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

●補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、より身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

●持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

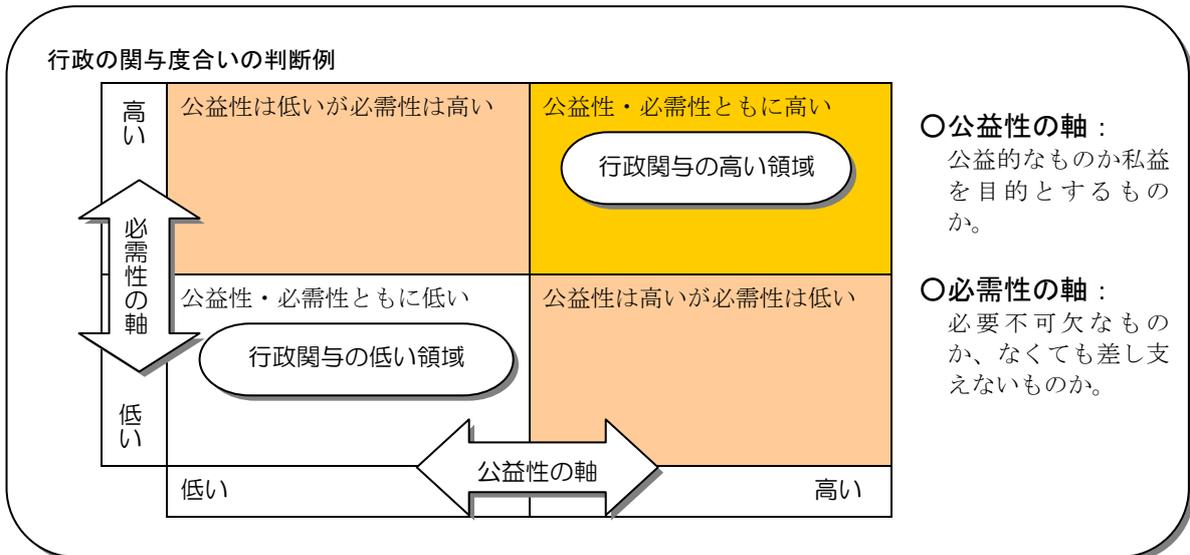
これら自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を考えていく必要があります。

○行政が担うべき領域

「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」を考える過程において、行政の担うべき領域が導かれてくると考えられます。

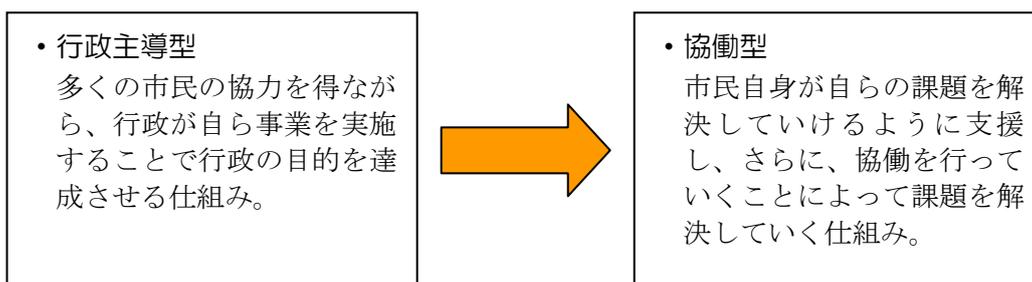
市民と行政の領域の種類

領域	領域名	事業例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	道路・河川の管理 など
	行政・市民混在領域	各種公共サービスの実施
市民の領域	市民主導領域	新規サービス開発提案など
	市民の自主管理領域	特定の価値観の普及など



※市民と行政が様々な関係を持ちながら関わっている中で、協働を進めるうえでの両者の領域は、行政がどこまで関与すべきか、様々な視点から検討・判断していく必要があります。

○「行政主導型」から「協働型」へ



※行政が担うべき領域の責任を果たしつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。



第2章 支援・協働のあり方

1. 市民公益活動の意義と課題

市民公益活動は、多様化・高度化する市民ニーズへの対応の必要性や、市民意識の高まりなどから、これまで以上に、公共の担い手としての役割が求められています。今後、市民公益活動をより活性化させていくためには、課題の解決に向けた取り組みが必要となります。

○市民公益活動の意義

- 多様化・高度化する市民ニーズにきめ細やかに対応
- 市民の自治意識の向上
- 地域コミュニティの活性化
- 地域経済活動の活性化
- 社会参加への場の拡充

市民公益活動の特性

- | | |
|---------|--------|
| a. 自発性 | b. 自立性 |
| c. 非営利性 | d. 公益性 |
| e. 多様性 | f. 柔軟性 |
| g. 先駆性 | h. 機動性 |
| i. 専門性 | |

○市民公益活動の課題

- 啓発や参加の促進に関する課題
- 情報の収集・提供に関する課題
- 人材に関する課題
- 組織運営に関する課題
- 活動資金に関する課題
- 活動拠点に関する課題
- ネットワークに関する課題

2. 支援・協働の基本的な考え方

市民公益活動の支援や協働の促進を効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

- 「支援・協働の原則」に基づく推進
- 積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進
- 総合的かつ具体的な推進
- 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

支援・協働の原則

- | |
|-------------------|
| a. 対等性の確保 |
| b. 自主性・多様性の尊重と自立化 |
| c. 目的の共有 |
| d. 相互理解と相乗効果 |
| e. 透明性・公開性 |
| f. 評価 |

3. 推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、それぞれの担い手があるための役割を担っていく必要があります。

- 行政の役割
 - ・市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていく
 - ・市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に推進していく
- 市民の役割
 - ・地域社会の一員として、まちづくりに取り組んでいく
 - ・市民公益活動への理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく
 - ・市民公益活動を組織として行う場合は、積極的に情報を公開していく
- 事業者の役割
 - ・事業者は地域社会の構成員として、様々な面で地域社会に貢献していく
 - ・市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援する
 - ・従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく

第3章 推進の具体的な方策

1. 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

○普及啓発・参加促進

- 普及啓発
 - ・市民意識の醸成
- 参加促進
 - ・参加しやすい環境づくり
 - ・参加に向けてのきっかけづくり

○情報の収集・提供

- 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供
 - ・活動に関する情報
 - ・活動支援に関する情報
 - ・協働促進に関する情報
- 多様な媒体による情報提供とネットワーク化
 - ・多様な媒体による情報提供
 - ・情報のネットワーク化、一元化

○人材の育成・確保

- 人材の育成
 - ・組織の管理・運営を担う人材の育成
 - ・活動への参加を促進する人材の育成
 - ・協働などを促進する人材の育成
- 人材の確保
 - ・人材の発掘と確保

○資金確保への支援

- 社会全体で支える仕組みづくり
 - ・資金確保のための情報の提供及びコーディネート
 - ・資金面で支える仕組みづくり
- 市民公益活動団体への資金面の支援
 - ・立ち上げ支援など

○活動拠点

- 拠点施設の整備
 - ・中央の拠点施設の整備
 - ・地域の拠点施設の整備
- 活動しやすい環境づくり
 - ・施設情報の一元化と手続きの簡素化
 - ・利用ルールの一統化

○ネットワークの促進

- テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進
- テーマ型組織と地域型組織の交流促進
- 多様な担い手の交流促進

2. 市民と行政の協働促進について

市民と行政の協働を進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

○協働促進のための環境整備

- 行政の領域の開放
- 相互理解の促進
- 協働の各段階における参画の仕組みづくり

○協働事業の推進

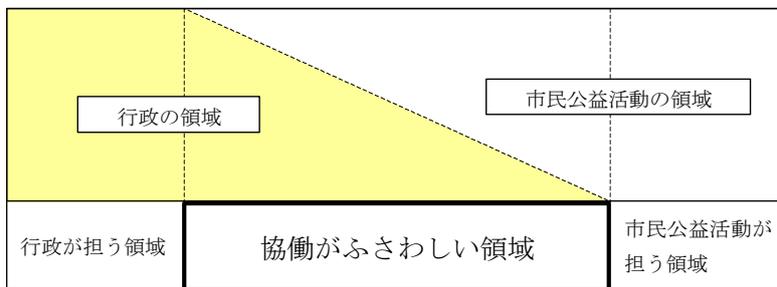
●協働の計画段階

①事業化にむけて

「協働がふさわしい領域」であることの確認が重要

- ・市民公益活動の特性を活かした事業であるかどうか
- ・協働で行う方がより効果的・効率的であるかどうか

市民公益活動と行政の関わりについての概念図



市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

②協働の手法の選択

その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していく必要があります。

事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にする協働の手法の選択が必要となります。

手法の主な種類と今後の方策

a. 事業委託

- ・市民公益活動団体への事業委託のルール化
- ・提案公募型事業委託事業の導入の検討

b. 補助・助成

- ・公募型補助金制度の創設の検討

c. その他（共催、後援、その他）

- ・共催事業を行うための基準の整備
- ・後援を行うための基準に沿った事業の実施
- ・これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例の積み上げ・研究、及びそれらに対応するための考え方やルールの整理

③協働の担い手の選択

- ・参入機会の拡充
- ・透明性・公平性の確保

●協働の実施段階

- ①合意形成に向けた取り組み
- ②事業の円滑な実施

●協働の評価段階

- ①協働という視点での評価
- ②社会全体での評価

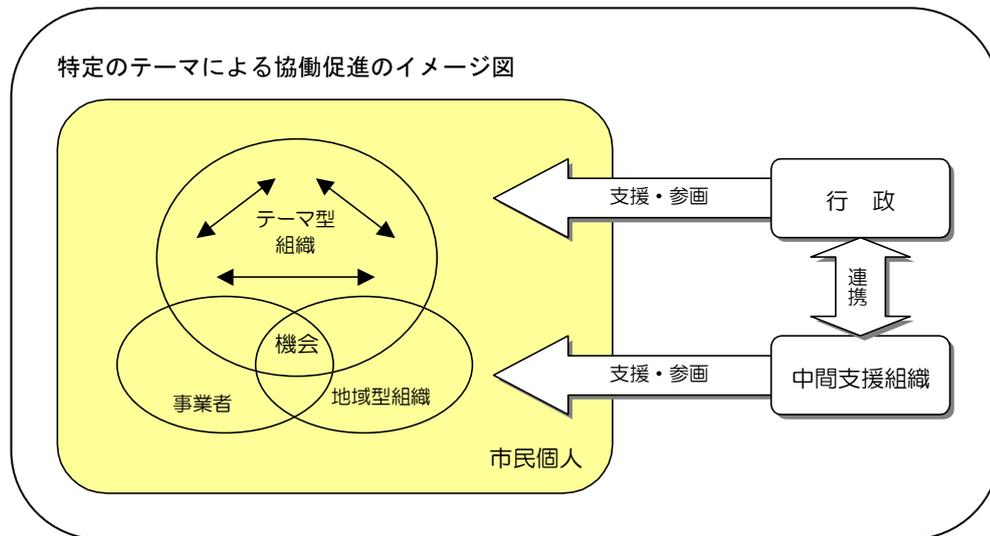
3. 市民相互の協働促進について

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があります、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

○特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、テーマ型組織同士の連携をはじめ、様々な担い手が連携していくことで、より効果的な取り組みに結び付けていく必要があります。

●連携の「機会」づくり



○特定の地域による協働促進

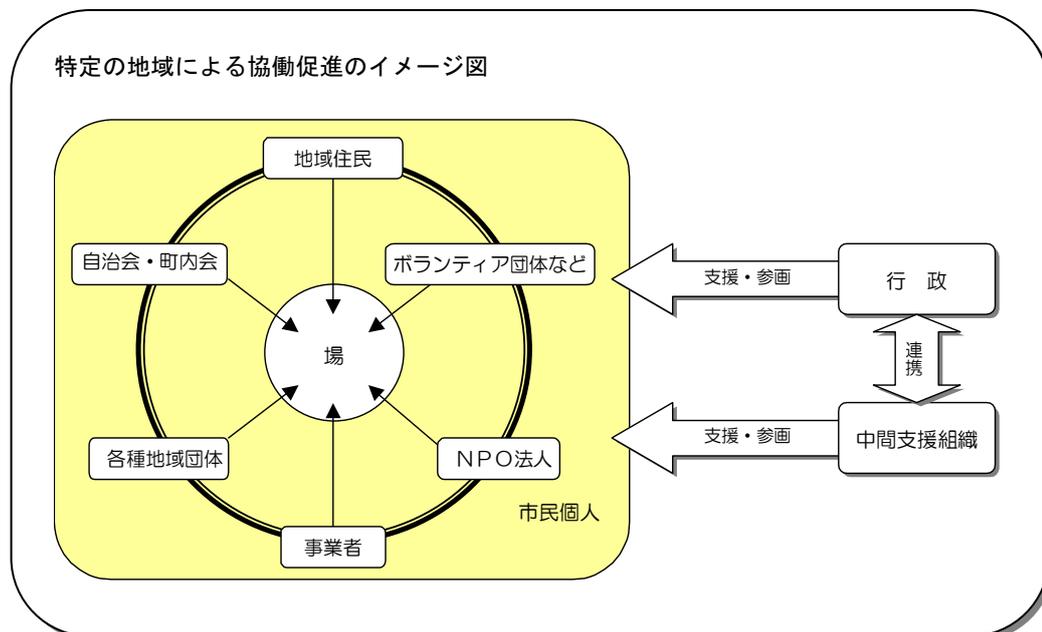
より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

●地域課題への対応

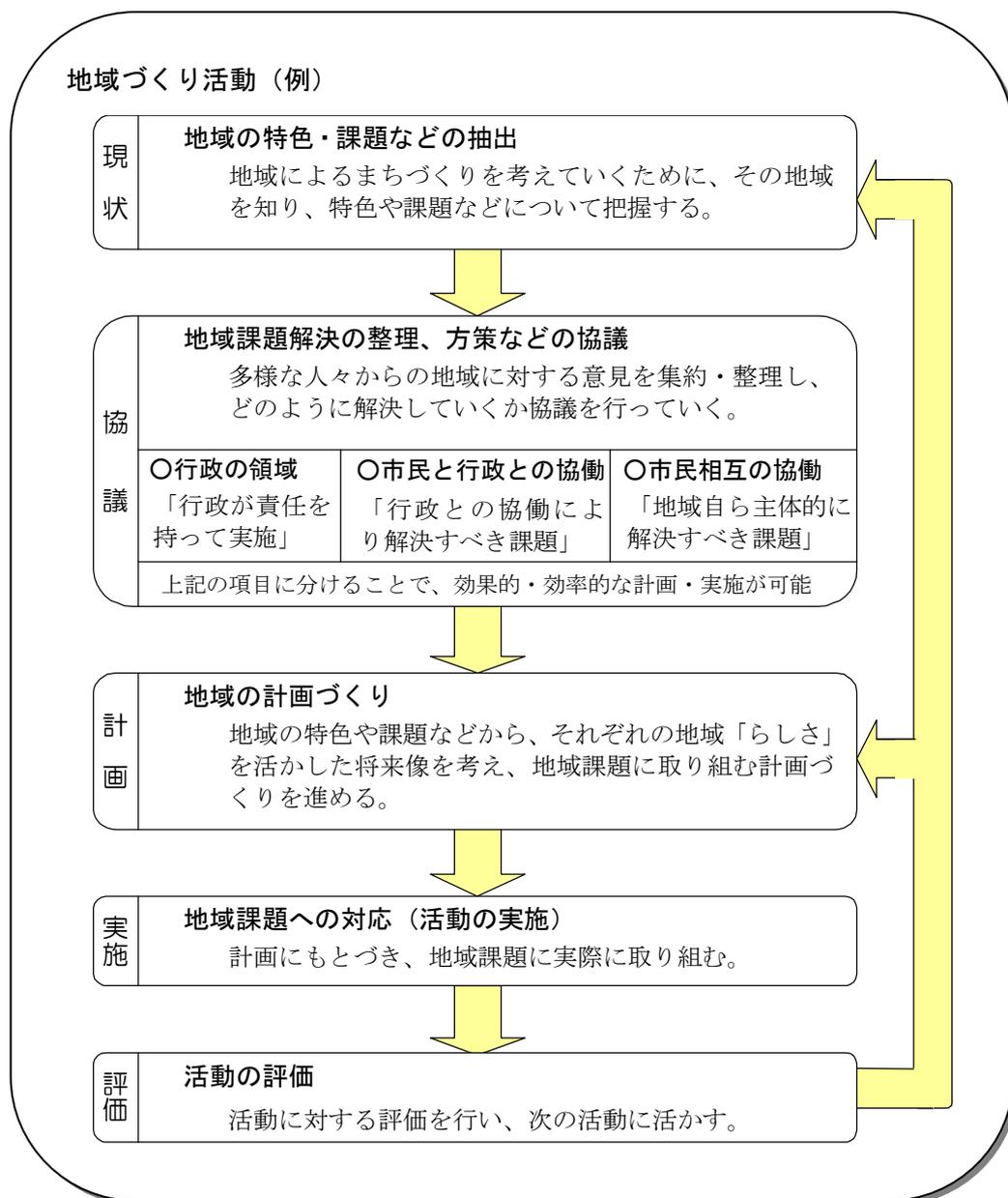
住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいく必要があります。

●地域づくり活動の推進

- ①意識の醸成
- ②連携の「場」づくり



③地域づくり活動の推進



市民相互の協働による地域のまちづくり活動の実施を重ねることにより、地域のまちづくり・地域の課題解決力（地域力）が向上していくことが期待され、このことは、自治会をはじめとする地域型組織など、地域の様々な担い手の活動の活性化だけでなく、地域全体の活性化にもつながるものと考えられます。

●自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要であり、そのためには、地域の基礎的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

- ①自治会への加入促進
- ②自治会活動の活性化

第4章 推進の仕組み

1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

- マニュアルづくり

指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要

- 条例化に向けた検討

さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討

2. 体制づくり

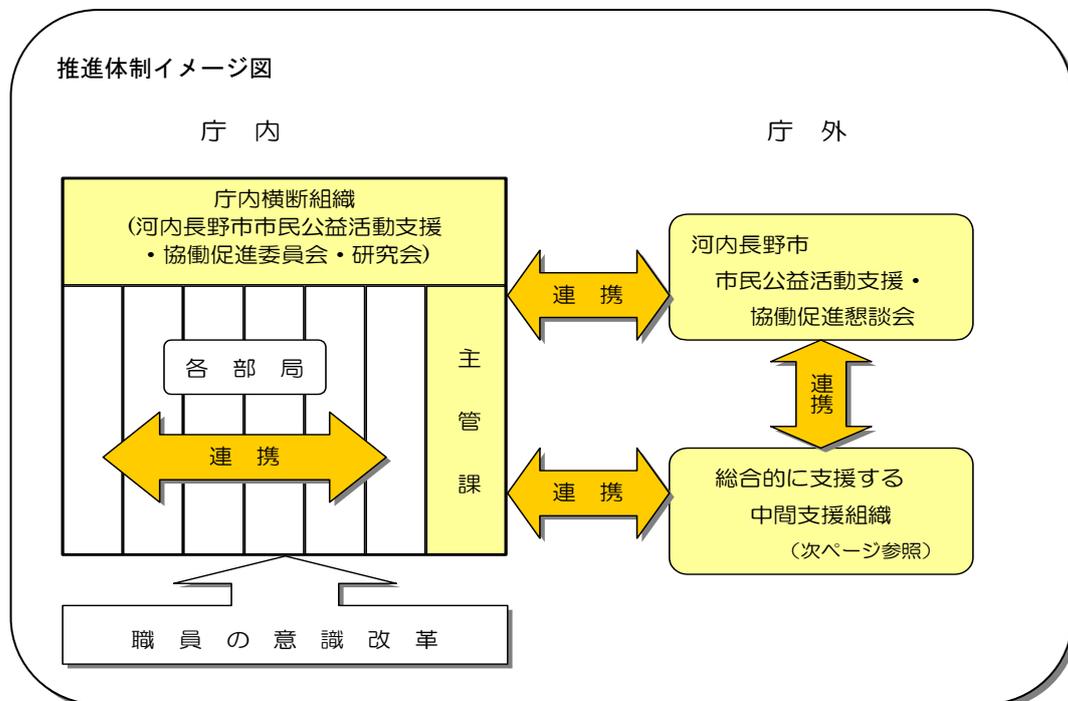
○ 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、庁内の推進体制を強化するとともに、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。

- 庁内の推進体制の強化

- ① 庁内組織の充実
- ② 職員の意識改革

- 市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置（庁外組織）



○中間支援組織の整備

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

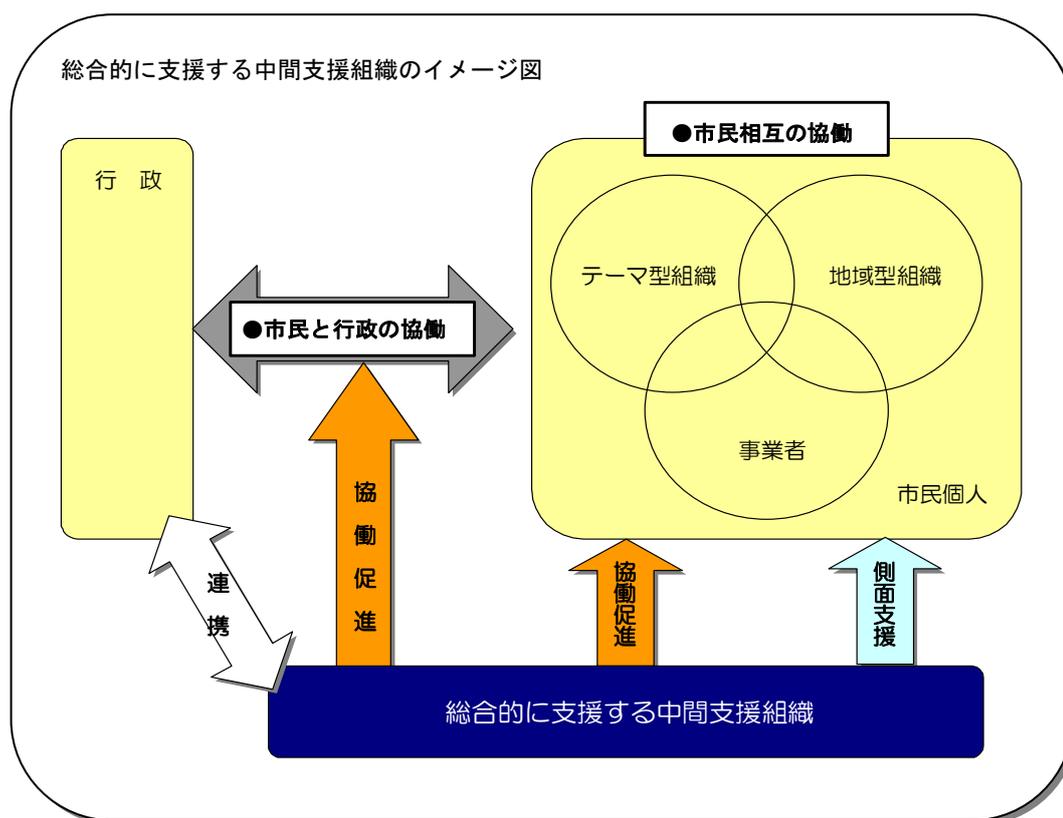
●中間支援組織とは

中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

●中間支援組織の役割

- ・情報の収集・提供機能
- ・人材育成機能
- ・相談・助言機能
- ・立ち上げ支援機能
- ・コーディネート機能
- ・ネットワーク支援機能
- ・調査・研究機能
- ・評価機能

●総合的に支援する中間支援組織



河内長野市 市民協働課

住所：〒586-8501

河内長野市原町1丁目1-1

電話：0721-53-1111

FAX：0721-55-1435

E-mail：shiminsanka@city.kawachinagano.lg.jp